

令和8年度 第1回 留萌市学校給食事業運営委員会 報告書

作成日：2026年8月28日

日時	2026年8月26日（水）18:30～19:40	場所	留萌市役所3階 3・4号会議室
出席委員	安達会長（給食会・港南中PTA）、加藤委員（緑丘小PTA）、上坂委員（潮静小CS）、豊川委員（留萌保健部会）、朝倉委員（留萌中PTA）、田谷校長（港南中・校長会）、山形教頭（港南中・教頭会）		
事務局	留萌市教育委員会（吉田部長、松本課長、山下係長、忠鉢主任）		

概要・総括

本会議では、令和7年度学校給食事業の実施結果（民間委託効果、収納率向上、アレルギー対応、残食減少等）および給食アンケート結果が報告された後、重大議事である「留萌小学校で発生した給食異物混入事案（未開封冷麦パック内へのネズミの排せつ物混入）」の報告と再発防止策（独自の安全衛生管理基準案）が提示されました。

質疑応答においては、「事業者名の非公表に対する不信任」「情報伝達の遅れ」「児童生徒の健康・安心への影響」「事業者の安全衛生意識の根本的疑問」「事業再開に対する保護者感情の不受容」について委員から極めて厳しく深刻な指摘が相次ぎ、教育委員会側の初動対応や姿勢に対する強い課題が浮き彫りとなりました。

1. 報告事項および議事内容の概要

報告事項①：令和7年度 学校給食事業実施結果報告

- 給食費収納実績：** 民間委託に伴う決済手段の多様化等により、現年度収納率は**99.95%**を達成。過年度滞納額も法的整理等により44%削減（213万円→119万円）。
- 保護者支援事業：** 総額約1,500万円の支援を実施。物価高騰に伴う食材費上昇分の公費負担（小学生52円/食、中学生61円/食：1,056万円）および第3子以降の給食費完全無償化（432万円）。
- 食物アレルギー対応：** 委託事業者の工場内に専用調理室・専用器具・専用容器・専用配送コンテナを設置し、厳格な4ステップで個別提供を実施（17名に対応）。
- 地産地消・食育推進：** 副食原材料の市内事業者調達割合は36.54%（仕様書目標35%以上を達成）。数の子、タコ、リンゴなどの地場産品を活用。
- 残食削減の成果：** 年間総残食量は15.5トン（前年度直営時18.7トンから約17.3%減）。1人当たり年間残食量も18.51kgから16.2kgへ減少（2.31kg減）。民間委託に伴う牛乳メーカー変更により「飲みやすい牛乳」になったことが主因と分析。

報告事項②：学校給食アンケート結果分析

- 残食状況：** 「残さず食べる」は30.9%にとどまり、約7割（時々残す45.9%、いつも残す27.1%）が残食傾向。理由は小学生「苦手食材・味が好み」、中学生「味が好み」。
- 適量とバランス：** 主食（米・パン・麺）は「普通」が多いが、汁物・主菜（揚げ物・焼き物）は「少ない」、サラダ・和え物は「多い」と回答が不均衡。クラス間・日による配量ムラも課題。
- 今後の方向性：** 単なる量増減ではなく、和え物の味付け改善、配食の安定化、人気献立（カレー、ラーメン、から揚げ等）の活用を図る。

【発生事案】留萌小学校における給食異物混入（ネズミの排せつ物）

発生日：2026年7月7日（火） 12:45頃

状況：留萌小学校にて、残食となった冷麦の未開封袋から教職員が黒い異物（1点）を発見。専門機関の分析により「ネズミの排せつ物」と判明（7月13日）。製造工程（ゆで・締めた後の袋詰め作業時）での混入と特定。

緊急措置：当該事業者（市内A社）からの主食（パン・米飯・麺）納入を即時全面停止（委託事業者による代替提供を実施）。施設点検により外壁の侵入穴を封鎖しネズミ2匹を捕獲。

独自管理基準案：月1回以上の防虫・防鼠点検、リアルタイム記録の義務化、プラスチックコンテナへの移し替え、検便・ノロウイルス定期検査の全従業員義務化などを策定。

2. 質疑応答および討論の詳細（発言要旨）

本会議における議論の中心となった、異物混入事案に対する委員と教育委員会（事務局）との質疑応答および不満・提言の詳細を論点別に再構成して記録します。

論点①：事業者名（A社・B社）の非公表と不信感・公表の必要性

不祥事における情報公開の姿勢

質問・指摘 市校長会でも話題になったが、市内事業者（A社・B社）と伏せられており事業者名が出ていない。学校等で不祥事があった際は、信頼を失わないためにもオープンにすることが不可欠。公表しない姿勢は保護者や関係者に「隠蔽しているのではないか」という強い不信感を抱かせる。学校の教育活動であれば校長として必ず事業者の責任を明確にする。保護者から非常に厳しい意見が出た根底には、事業者名を非公表にした姿勢があるのではないかと。

委員意見 一般的に食品関係の事故では事業者が公開される。なぜ公開されないのか疑問であり、小さな町だから等の理由で伏せるのは不自然である。

絶対に公開すべき。そうしないと食べ物に対して疑心暗鬼になり、地域で「あそこの店ではないか」と噂が交錯する。最初から明確にして理解し合うべきだ。

給食担当として個人的には特定できたが、一般の先生や親は分からない。市販品として店頭にも並ぶ事業者であれば、知らない人は購入してしまう。安全面・信頼面からも特定・公表すべきだ。

事務局答弁 事業者名を非公表（A社・B社）とした理由について、本市では教育委員会が指定・契約して納入させている委託事業であるため、事業者個人に責任を押し付けるのではなく「発注者である市・教育委員会が当事者として重い責任を負うべき」という強い意識があったためである。しかし全国の事故例を分析すると事業者名も公表されるのが一般的であり、かえって保護者に分かりづらさと不信感を与えてしまった。この判断や表現については真摯に反省している。

論点②：初動対応の遅れ・情報共有の欠如と報告範囲

運営委員会への速報性と情報共有プロセス

質問・指摘 事案発生（7月7日）から本日の会議（8月26日）まで1ヶ月以上経過している。このような重大事案が発生した際、真っ先にこの運営委員会に一報を入れて情報共有すべきではないか。過去の民営化の際もそうだったが、外部の噂で知り、後から事後報告されるのでは、協議会が存在する意味がない。保護者から問い合わせを受けた際も「分からない」としか答えられず立場がない。

委員意見 当日配膳校以外の小中学校（留萌中等）の保護者には何が入っていたのか等、詳細な情報が届いていない。単に「配膳された校区だけに連絡すれば良い」という問題ではなく、事業者が共通している以上、全市の保護者に迅速に正確な状況説明と報告を行うべきだった。

事務局答弁 ご指摘の通り、発生後速やかに運営委員会の皆様へ第一報をお伝えし、臨時会議を開催すべきであったと深く反省している。また保護者への連絡についても、発注判明（12:45）から保護者連絡（18:30過ぎ）まで時間を要したこと、当初「動物由来の異物」という分かりにくい表現を用いたことで不安を煽ってしまったことについて言い訳の余地はなく、真摯にお詫び申し上げる。

論点③：異物の危険度評価と衛生管理体制の厳格性

ネズミ被害の実態と安全性の担保

質問・指摘 今回発見された「ネズミのふん」は1個だが、たまたま目視できたのが1個というだけで、他にも混入している恐れがある。ネズミの侵入経路の遮断や保健所の対応（営業停止処分の有無）はどうなっているのか。子供たちの健康と命に関わるため、完全に安全がクリアされない限り再開すべきではない。

事務局答弁

- ・**侵入経路**：専門業者の点検で外壁にネズミの侵入穴が2～3箇所判明したためコンクリートで即座に閉塞した。トラップにより工場内に取り残されていたネズミ2匹を捕獲した。
- ・**保健所対応・行政処分**：保健所に確認したところ、法的な「営業停止処分」は2名以上の集団食中毒が発生した場合に適用されるため、今回は処分対象とはならず、最低限の法基準を満たしていれば営業許可は継続されとの回答であった。
- ・**給食としての独自基準**：保健所の判断基準に関わらず、学校給食には「もう一段高いレベルの厳格な衛生管理」が不可欠であるため、今回の独自基準案を策定した。なお、他児童が誤って喫食した可能性については「完全には否定できない」という前提で深刻に受け止めている。

委員意見 提示された「安全衛生管理基準案」は「厳しい基準」と説明されたが、食品製造業界から見ればごく当たり前の内容である。単に「業者に対策させます」ではなく、防虫・防鼠業者による定期点検結果の報告書を市へ提出することを義務付けるなど、実効性を確認する仕組みが必要だ。

論点④：事業者の意識問題と「事業再開」に対する厳しい保護者感情

委員意見		事業者の当事者意識と契約判断（再開か撤退か）
質問・指摘	衛生管理基準をいくら整えて説明を行っても、説明すればするほど保護者の不安や拒絶感が高まる。「ネズミが侵入する穴があり、中で捕獲され、個包装の中にふんが入る」という状況は、体制以前にこれまでの事業者の衛生意識が根本的に欠如していた証拠である。事業者の意識自体が改善されるのか甚だ疑問であり、保護者心情として受け入れられない。 結論として、再開というレベルではなく「契約解除・指定廃止」にするレベルの重大事案である。事業所の社長が来て「絶対大丈夫」と言っても、保護者との感覚のズレは埋まらない。	
事務局答弁	保護者説明会でも「事業者を変えてほしい」「一度異物混入した業者は信用できない」という極めて厳しい意見が大半を占めた。行政側がいくら「基準を作った」「第三者機関の点検を受けたから安全だ」と説明しても、自ら店舗を選べない学校給食において、保護者・児童生徒の理解を得て再開するのは現実的に極めて困難であり、拒否反応や給食拒否運動すら懸念されると認識している。	
委員意見	市内業者を使うという地域経済の視点も理解できるが、給食においては「地産地消や地元優先よりも、子どもの食の安全性が圧倒的に最優先されるべき」である。市内での供給が困難であれば市外調達含めて検討すべきだ。	

3. 運営委員会の決定事項および今後の課題

項目	内容・方向性
「安全衛生管理基準案」の承認	事務局から提案された「留萌市学校給食調理加工業者安全衛生管理基準案」について原案通り全会一致で承認。当該事業者（A社）に対して提示し、期限を定めて改善報告および運用の確認を行うこととした。
情報公開と説明責任の強化	今後は事件・事故発生時の第一報を運営委員会へ迅速に行うとともに、全小中学校の保護者に対して隠蔽感を与えない透明性の高い情報発信（ウェブサイトでの点検結果公表等）を行うことを確認。
事業再開判断の慎重化	基準の適合や第三者機関の査察だけでなく、「信頼回復の難しさ」「保護者・現場の受容度」を考慮し、事業再開の可否については事務局の独断ではなく、改めて本運営委員会にお諮りし、慎重かつ段階的に議論を重ねることとした。

【事務局記】
本報告書は、2026年8月26日に開催された会議録に基づき、質疑応答における議論の脈絡と発言の意図を正確に記録・整理したものです。今後は承認された安全衛生管理基準の施行状況を注視するとともに、次回委員会において再発防止の具体的進捗を追跡評価します。